

系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕

【目次】

《本書の構成》	
■ 1. はじめに	5
■ 2. 検証ポイント	7
■ 3. 検証ポイントに関する運用例	21
● 事例1 「企業の実態的な財務内容について」	23
● 事例2 「多額の代表者報酬により赤字となっていることについて」	25
● 事例3 「代表者の資力を法人・個人一体とみることについて」	27
● 事例4 「代表者の長男の支援について」	29
● 事例5 「技術力について」	31
● 事例6 「技術力に関する大手企業との取引状況や金融機関の評価態勢について」	33
● 事例7 「販売力について」	35
● 事例8 「商品実績や新規販売経路の開拓について」	37
● 事例9 「代表者等個人の信用力や経営資質について」	39
● 事例10 「業種の特性について」	41
● 事例11 「収支計画の具体性及び実現可能性について」	43
● 事例12 「経営改善状況と今後の見通しについて」	45
● 事例13 「経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合、または、その見込みが確実な場合等について」	47
● 事例14 「外部要因による一時的な影響により経営改善計画を下回った場合について」	49
● 事例15 「支援の意思と再建の可能性について」	51
● 事例16 「貸出条件及びその履行状況について」	53
● 事例17 「貸出条件の変更に至った要因の検討について」	55
● 事例18 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて(1)」	57
● 事例19 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて(2)」	59

● 事例20	「正常運転資金を供給する場合の融資形態及び正常運転資金の範囲」	61
● 事例21	「法定耐用年数内での期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」	63
● 事例22	「信用保証協会保証付貸出金に対し期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」	65
● 事例23	「担保・保証等で保全されている場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」	67
● 事例24	「債務者の状況が好転し信用リスクが軽減した場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて（いわゆる卒業基準）」	69
● 事例25	「経営再建計画に沿った経営再建が見込まれる場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて（いわゆる卒業基準）」	71
● 事例26	「要注意（要管理）先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）に転換した場合の取扱い」	73
● 事例27	「一時的かつ外部的な影響により赤字や債務超過となった企業の判断」	75
● 事例28	「一過性の減収による経済事業の購買未収金の延滞について」	77
● 事例29	「農外所得による農家経済余剰と経営改善計画について」	79
● 事例30	「経営移譲による経営改善の実現可能性について」	81
● 事例31	「経営改善（永年生作物の品種及び栽培形態の転換）途上における収支悪化について」	83
● 事例32	「漁船漁業における新船購入等設備の更新について」	85
● 事例33	「漁業資源回復の取組に伴った貸付条件の変更について」	87
● 事例34	「技術力の不足による一時的減収について」	89
● 事例35	「経営改善計画を下回っているものの、赤字の改善が図られてきており、十分なキャッシュフローの確保が見込める場合について」	91

1. はじめに

系統金融検査マニュアルに基づく検査を適正に推進する上で、債務者区分の判断は最も重要なものの一つであるが、系統金融検査マニュアルにおいては、農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、農林漁業者、中小・零細企業等については、当該債務者の財務状況のみならず、当該債務者の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。」等としている。

検査に当たっては、当該系統金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、農林漁業者、中小・零細企業等の経営の実態に応じた適切な債務者区分の確保に努めるべきことはもちろんであり、今後とも、系統金融検査マニュアルを機械的・画一的に適用することのないよう十分留意することが必要である。

こうした中、平成14年2月に政府から発表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」において、経営実態に応じた検査の運用確保策のひとつとして、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表することが盛り込まれた。

こうした情勢に対応し、系統金融機関に対する検査においては、中小・零細企業等に加えて、農林漁業者も含めた債務者区分の運用例を示すことが重要との視点から、平成14年8月に系統金融機関の債務者の経営実態の把握の向上に資するため、系統金融検査マニュアルの農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び検証ポイントに係る運用例（以下、「検証ポイント等」という。）からなる「系統金融検査マニュアル別冊 [農林漁業者・中小企業融資編]」を作成し、公表したところである。

その後、本別冊を踏まえて検査が行われてきたところであるが、債務者である農林漁業者等の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努めるため、その内容が農林漁業者等の実態により即したものとなるよう、今般、改正を行うこととした。

農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、何よりも系統金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に努めることが重要である。

事例

No. 1

No. 2

No. 3

No. 4

No. 5

No. 6

No. 7

No. 8

No. 9

No.10

No.11

No.12

No.13

No.14

No.15

No.16

No.17

No.18

No.19

No.20

No.21

No.22

No.23

No.24

No.25

No.26

No.27

No.28

No.29

No.30

No.31

No.32

No.33

No.34

No.35

今回の本別冊の改正においては、系統金融機関が

- (1) 継続的な現地訪問等を通じて農林漁業者及び企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか、
- (2) きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか

といった、いわば系統金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとした。

検証ポイント等は、系統金融検査マニュアルに基づく検査に当たって、与信先的確な経営実態の把握の向上を図り、もって農林漁業者、中小・零細企業等の適切な債務者区分の判断に資するために作成したものであり、系統金融機関に新たな資産査定基準を課すといった性格のものではなく、また、金融業態によりその判断基準に差を設けるというものではない。

なお、本検証ポイント等の適用に当たっても、字義通りの取扱いを行うことなく、系統金融機関と十分な意見交換を通じて、債務者の経営実態の把握に努め、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意する必要がある。

(注) 系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕は、系統金融検査マニュアル及び系統共済検査マニュアル共通のものとする。

2. 検証ポイント

農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分については、その特性を踏まえて判断する必要があるが、その際の検証ポイントは、以下のとおりである。

なお、農林漁業者の場合は、法人としての企業形態をとらず、個人経営（家族経営）となっていることが多いが、債務者区分の判断に当たっての考え方は、中小・零細企業等と基本的に同様であり、債務者の資産、農外所得等を十分に検証し、経営実態の的確な把握に努めることが肝要である。

また、次のような農林漁業者及び中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある。

① 農林漁業者及び中小・零細企業は、総じて気象条件や景気の影響を受けやすいなど、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。

② 自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。

また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。

③ 中小・零細企業に対する融資形態の特徴の1つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。

以上のような農林漁業者及び中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業に特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。

したがって、取引実績やキャッシュフローを重視して検証するとともに、貸出条件の変更の理由や資金の使途、性格を確認しつつ、債務者区分の判断を行う必要がある。

おって、検証においては、これらの検証ポイントに加え、系統金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。

【系統金融検査マニュアル及び検証ポイント】

(系統金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検 証 ポ イ ン ト
項目	1.債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
(3)債務者区分	債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性に見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関	1. 代表者等との一体性 農林漁業者、中小・零細企業等の場合、企業等とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。 したがって、農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業等の実態的な財務内容、代表者等の

事例

No. 1

No. 2

No. 3

No. 4

No. 5

No. 6

No. 7

No. 8

No. 9

No.10

No.11

No.12

No.13

No.14

No.15

No.16

No.17

No.18

No.19

No.20

No.21

No.22

No.23

No.24

No.25

No.26

No.27

No.28

No.29

No.30

No.31

No.32

No.33

No.34

No.35

(系統金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検 証 ポ イ ン ト
項目	1.債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
②要注意 先	<p>等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 特に、農林漁業者、中小・零細企業等については、当該債務者の財務状況のみならず、当該債務者の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ. 赤字企業等の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 中小・零細企業等で赤字となっている債務者で返済能力について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等について、次のような点に留意し検討する必要がある。 ただし、代表者等との一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている企業の取扱いについては、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえる必要があることにも留意する。 なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれる。</p> <p>(1) 債務者の実態的な財務内容 代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業等の自己資本相当額に加味することができるものとする。 なお、代表者等が返済を要求することが明らかになっている場合には、この限りではない。 また、当該企業等に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業等の自己資本相当額から減額する。</p> <p>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等 イ. 例えば、企業等が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、代表者等への報酬や家賃等の支払いから赤字となり、金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合があるので、赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認する。 ロ. 代表者等の収入状況については、個人については個人収支や資金繰り等、関係企業については企業収支や資金繰り等により確認する。 ハ. 代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産(処分可能見込額)等の固定資産については、返済能力として加味することができる。 なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除す</p>
③破綻懸 念先	<p>特に、農林漁業者、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業等の財務状況のみならず、当該企業等の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当</p>	

(系統金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検 証 ポ イ ン ト
項目	1.債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
	<p>該企業等の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。</p>	<p>る。(また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。)</p> <p>(注) 当該借入金等の確認については、3. 検証ポイントに関する運用例の留意事項の2. を参照。</p> <p>上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、あるいは系統金融機関の業務日誌等により確認する。(ただし、代表者等が保証人となっている場合は意思確認は不要)</p> <p>2. 農林漁業者及び企業等の技術力、販売力、経営者の資質やこれを踏まえた成長性</p> <p>農林漁業者及び企業等の技術力、販売力、経営者の資質やこれを踏まえた成長性については、農林漁業者及び企業等の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、農林漁業者及び中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。</p> <p>農林漁業者及び企業の技術力等を客観的に評価し、それを農林漁業者及び企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該農林漁業者や企業の技術力等について、以下の点を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>(1) 農林漁業者及び企業等の技術力、販売力等</p> <p>(イ) 農林漁業者及び企業等や従業員が有する特許権、実用新案権、商標権、著作権等の知的財産権を背景とした新規受注契約の状況や見込み</p> <p>(ロ) 新商品・サービスの開発や販売状況を踏まえた今後の事業計画書等</p> <p>(ハ) 取扱い商品・サービスの業界内での評判等を示すマスコミ記事等</p> <p>(ニ) 取扱い商品・サービスの今後の市場規模や業界内シェアの拡大動向等</p> <p>(ホ) 取扱い商品・サービスの販売先や仕</p>

(系統金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検 証 ポ イ ン ト
項目	1.債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
		<p>入れ先の状況や評価、同業者との比較に基づく販売条件や仕入条件の優位性</p> <p>(2) 経営者の資質 過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の存在等</p> <p>以上の農林漁業者及び企業等の技術力、販売力、経営者の資質やこれを踏まえた成長性を評価するに当たっては、系統金融機関の現地訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、系統金融機関が現地訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該系統金融機関の評価を尊重する。</p> <p>また、</p> <p>(ア) 法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等（例えば、農業経営基盤強化促進法の「農業経営改善計画」、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の「改善計画」、中小企業等経営強化法の「経営革新計画」「異分野連携新事業分野開拓計画」等）</p> <p>(イ) 農林漁業者及び企業等の技術力、販売力、経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価などを勘案するものとする。</p> <p>3. 経営改善計画</p> <p>(1) 経営改善計画等の策定 農林漁業者及び中小・零細企業等の場合、企業等の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。</p> <p>検査に当たっては、債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して系統金融機関が作成・分析した資料を踏</p>

(系統金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検 証 ポ イ ン ト
項目	1.債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
		<p>まえて債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>他方、系統金融機関側より現在支援中である、あるいは、支援の意思があるという説明があった場合にあっても、それらのみにとられることなく、上記のような何らかの具体的な方策について確認する必要がある。</p> <p>(2) 経営改善計画等の進捗状況</p> <p>農林漁業者や中小・零細企業等の場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、気象条件や景気動向等の一時的要因により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない）場合がある。</p> <p>その際における債務者区分の検証においては、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である。</p> <p>なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。</p> <p>4. 貸出条件及びその履行状況</p> <p>貸出条件及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であり、仮に、条件変更等が行われている場合には、その条件変更等に至った要因について確認する必要がある。</p> <p>例えば、当該貸出金が設備資金として融資されたものの、収益の減少による返済能力の低下から約定返済ができないため元本の期日延長が行われている場合や、運転資金等が他の貸出金の元本や利息の返済額に流用され（いわゆる利息貸出）、結果として、元本又は利息の延滞が回避されている場合などにおいては、貸出条件及びその履行状況に問題があると考えられることから、</p>

事例 1

〔検証ポイント〕

企業の実態的な財務内容について

 1. 概況

債務者は、当金庫メイン先（シェア100%、与信額：平成13年3月決算期30百万円）。店周先の商店街で家電販売業を営む取引歴15年の先である。

 2. 業況

5年前近隣地区に大型量販店が進出した影響を受け、売上は徐々に減少し前期では50百万円とピーク時の2/3の水準になっている。そのため、2期連続の赤字（前期1百万円）を計上し前期に債務超過（前期末1百万円）に陥っている。従業員は現在夫婦2人のみである。

代表者は、商店街の会長を長く務めた人物で人望もあり、事業継続の意欲は強い。しかし、連続赤字で債務超過にあることから返済財源は捻出できず、このため、代表者が定期的に債務者に貸し付ける（前期末残高20百万円）ことにより返済している。なお、貸出金は自宅兼店舗取得資金等であるが、条件変更は行っておらず、延滞も発生していない。

また、代表者は、個人として賃貸物件等の資産を多額に保有し、当該賃貸物件からの現金収入も多額にある。

最近、同業他社との連携やアフターサービスの充実に力を入れており、その効果から赤字は解消傾向にある。

 3. 自己査定

当金庫は、代表者からの借入金を債務者の自己資本相当額とみなすと資産超過であり、延滞の発生もないことから、正常先であるとしている。

〔解説〕

1. 売上の減少により連続赤字を計上し、債務超過に陥っている債務者については、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済財源が認められず、要注意先以下の債務者区分に相当する場合が多いと考えられる。

事例

No. 1

No. 2

No. 3

No. 4

No. 5

No. 6

No. 7

No. 8

No. 9

No.10

No.11

No.12

No.13

No.14

No.15

No.16

No.17

No.18

No.19

No.22

No.21

No.22

No.23

No.24

No.25

No.26

No.27

No.28

No.29

No.30

No.31

No.32

No.33

No.34

No.35

しかしながら、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、代表者からの借入金により資金調達が行われ、それを原資に金融機関へ返済が行われている場合があり、このような場合、債務者の実態的な財務内容及び返済財源を確認する必要がある。

2. 本事例の場合、債務者の経営実態を踏まえれば返済能力は認められないが、債務者区分の判断に当たり、当該代表者からの借入金については、これを自己資本相当と考えることは可能である。その場合、債務者の財務内容は実質的に大幅な資産超過となる。

一方、債務者区分の判断に当たっては、こうした債務者の実態的な財務内容のほか、貸出条件やその履行状況、債務者の今後の業績改善の見込や、今後の代表者個人の返済余力等を総合的に勘案し判断することが必要である。

こうした検討の結果、最近の業況や今後の収益性を踏まえた今後の赤字見込額に比し実質的な資産超過額が十分にあり、かつ、代表者に今後の正常返済を履行するための十分な返済余力、資産余力があるならば、正常先に相当する可能性が高いと考えられる。

3. なお、代表者が返済を要求することが明らかになっている場合（決算書等における代表者からの借入金の推移により確認等）には、これを自己資本相当額とみなすことには問題があると考えられる。

事例 2

〔検証ポイント〕

多額の代表者報酬により赤字となっていることについて 1. 概況

債務者は、当信金メイン先（シェア55%、与信額：平成13年3月決算期100百万円）。地元スーパー等を主な顧客とした広告代理業を営む業歴10年超の会社であり、当信金とは創業当時から取引がある。

 2. 業況

最近の景気低迷等の影響から売上は横ばいとなっており、2期連続して赤字を計上し、繰越欠損金（30百万円）を抱えている。当金庫は、経常運転資金に加え、5年前に事務所改装資金に応需している。債務者の赤字は、売上が低迷している中においても、相変わらず多額の代表者報酬や支払家賃を計上していることが主な要因である。当金庫は、今期、代表者報酬の削減について強く指導していく方針を持っている。なお、現在まで延滞や条件変更の発生はない。

 3. 自己査定

当金庫は、現状、多額の代表者報酬が赤字の原因であり、返済は正常に行なわれていることから、正常先としている。

〔解説〕

1. 中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、その業種にもよるが、販売コストの大部分を代表者等に対する報酬や家賃の支払いが占める場合があり、こうした場合、代表者等に対する報酬の多寡が売上の増減と相俟って、債務者の決算に大きな影響を及ぼすことになる。

したがって、中小・零細企業等の場合、赤字・債務超過が直ちに、要注意先以下の債務者区分であるとすることなく、赤字の発生原因や金融機関への返済状況、返済財源について確認する必要がある。

2. 本事例の場合、赤字の要因が多額の代表者報酬等にあるとされているが、このこ

事例

No. 1

No. 2

No. 3

No. 4

No. 5

No. 6

No. 7

No. 8

No. 9

No.10

No.11

No.12

No.13

No.14

No.15

No.16

No.17

No.18

No.19

No.22

No.21

No.22

No.23

No.24

No.25

No.26

No.27

No.28

No.29

No.30

No.31

No.32

No.33

No.34

No.35

とが財務諸表等により確認ができ、かつ、当信金への返済が代表者個人の資産から賄われており、今後とも返済が正常に行なわれていく可能性が高いならば、正常先に相当する可能性が高いと考えられる。

3. なお、その際には、代表者個人の収支状況、借入金、第三者への保証債務の有無等について確認する必要がある。

仮に、代表者個人の収支や借入金等の状況から、今後の約定返済に支障をきたすと認められる場合には、要注意先以下に相当するかを検討する必要がある。

また、その確認に当たっては、代表者の確定申告書、他金融機関、ローン会社等の抵当権の設定状況等に基づき行うことが考えられる。

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には，当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。
(ホームページ 書籍・DVD・定期刊行誌 メニュー下部の 追補・正誤表)

系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕

【令和3年4月】

[定価] 本体500円＋税

発行日 2021年8月20日 第1刷
発行所 株式会社 経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4897

無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。